

河川敷地占用許可準則の一部改正について

平成17年3月28日 国河政第140号
各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、
各都道府県知事、札幌市長、横浜市長、大阪市長あて
国土交通省河川局長通達

標記については、平成17年3月28日付け国河政第139号をもって、国土交通事務次官から通達されたが、下記の事項に留意のうえ、遺憾のないように措置されたい。

おって、貴管下市町村長に対しても、この旨周知方取り計らわれたい。

記

第一 河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）改正の背景及び改正の視点

一 準則改正の背景について

河川空間を活用してまちづくり、地域づくりを推進する動きが全国各地で生じていること等を背景に、その後も河川敷地の多様な利用については引き続き要望があることから、河川敷地利用の選択の幅を広げることにより地域社会におけるこれらの動きを支援すること、河川を含めた美しく風格のある国土の形成等のために景観法が制定されたことを踏まえ、河川における治水、利水機能の確保、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、河川敷地の多様な利用のより一層の推進が図られるよう準則を見直したものである。

なお、河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものとの基本的考え方に変更はないものである。

二 準則改正の視点について

- 1 自然豊かで、貴重なオアシスである河川敷地については、河川環境及び河川景観に配慮しつつ、個々の河川の実態に即して、適正かつ多様な利用をより一層推進することにより、国民の河川への親しみを醸成していくことが必要となっており、その観点から、占用施設をその性格に応じて、6分類から8分類へ見直したものである。
- 2 地域に密着している河川敷地の利用等に関しては、できるだけ地元市町村等の主体性が尊重されるよう、市町村等が参画できる範囲を拡大するための措置

を講ずるため、包括占用許可が行われているところであるが、本制度のこれまでの利用実態を踏まえ、今後より一層活用されることを期待し、また、包括占用者の創意工夫が十分に活かされるよう、包括占用許可対象者の拡大など包括占用制度を改善するものである。

- 3 河川敷地が存する市町村（特別区を含む。「地元市町村」という。）への意見聴取を河川管理者の判断で一部不要とすることができることとするほか、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、必要に応じ、準則の特例として社会実験を行うことができるようにするものである。

第二 準則について

一 準則第五について

この改正は河川行政実務の実態に即して地元市町村への意見聴取に係る手続きを見直したものであるが、次の占用施設に関する占用許可に当たっては、河川管理者の判断で、地元市町村への意見聴取を不要とすることができるものである。

- 1 準則第七第1項第二号に定める公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設のうち継続するもの
- 2 同項第七号に定める住民の生活又は事業のために設置がやむを得ないと認められる施設のうちの通路又は階段

なお、地元市町村への意見聴取は、河川敷地が基本的にはその周辺の住民により利用されるものであること等から、占用の許可に当たっては、地域の意見を聴いた上で河川管理者が判断する必要があるとして設けられたものであり、河川管理者としては占用許可に係る地域からの問い合わせに答えられるようにしておく必要があるため、占用施設を記載することとされている河川現況台帳の調製に一層努められたい。

二 準則第六について

河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等の設置が進んでいない現状にかんがみ、計画的な不法係留船対策促進の観点から、船舶上下架施設（斜路を含む。）について、当分の間、同協議会等が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た者がその整備を行う者となることとした。

なお、整備しようとする船舶上下架施設（斜路を含む。）については、計画的な不法係留船対策上必要なものに限られるものであり、整備する者については、洪水時の対応等適切な管理を行う体制を有すると認められる者であることに留意する必要がある。

また、船舶係留施設、暫定係留施設等については、専ら水面を占用するものであることから洪水時の対応はもとより当該施設の維持管理、許可終了時の撤去について適切に対応すべき旨占用許可条件に明示する必要があるものである。

三 準則第七について

占用施設をその性格に応じて、第一号から第八号までの8つに分類し、各号の具体的な施設名の例示の追加又は削除を行ったが、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることに変わりはない。

- 1 第1項第二号八の「情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設」にはクロージャー、ハンドホール等（いずれも光ファイバー接続機器）、PHS無線通信局、電波障害用ケーブルの施設が含まれるものであり、同号ホの「公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設」については、河川に設置することが必要やむを得ないと認められる施設に限られるものである。
- 2 同項第三号は、地域における防災活動の高まりを踏まえ、「地域防災活動に必要な施設」として、「イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設、ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設」が例示されたところであるが、これらは地域防災計画等に位置付けられたものに限ることとする。

なお、防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設については、地震災害時等の利用を考慮した構造等とする必要がある。
- 3 同項第四号では、「河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として、「便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等及び売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）」が例示されたところである。なお、売店については、地方公共団体の行う地域づくりに関する計画等に沿ったものである必要がある。
- 4 同項第五号の「河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設」については、河川環境に対する意識の高まりを背景として、環境情報提供施設等の施設について要望があることに応えるものである。
- 5 同項第七号ロの「いけす」については、漁業のために設置がやむを得ないものとして実務上は一時占用として取り扱っていたものであるが、複数年にわたり設置しているものがほとんどであることから本号に例示したものである。
- 6 同項第八号において、モトクロス場については、大会の開催等その利用が一時的なものであるため、一時占用許可として取り扱っているものであり、その設置を目的とした占用案件は皆無であることから占用施設としての例示から削除したものである。

なお、モトクロスとしての河川敷の利用については、市街地から遠隔地にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地において行う大会の実施や休日を利用した練習に利用する場合などについて一時的な占用として扱うこととし、許可において、河川環境及び他の河川利用に支障を与えないよう、現況の敷地を改変せずに行うものとするなど適正に処理すべきものである。

7 舟運振興のため、同項第六号八において「荷揚場（通路を含む。）」を例示すると共に第3項において、料金所、待合所、案内板等について、公共的な水上交通のための船着場と一体をなす工作物としてその設置を認めるものとした。

四 準則第十一について

景観法（平成16年法律第110号）に基づき、景観行政団体が景観計画において景観重要公共施設に関する良好な景観の形成に必要な基準として、河川法第24条の許可の基準を定めた場合は、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならないものである旨、第2項に規定している。

また、河川環境に対する国民の要請に応えるため、河川整備計画、河川環境管理基本計画等の河川敷地の利用に係るゾーニング等の計画を定めるよう努めるとともに、定められた当該計画に沿って河川環境の保全に一層努められたい。

五 準則第十四について

占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための申請がなされた場合については、改めて審査するものとされているが、これは、準則第十二第2項において占用の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとされているからであり、占用の許可の期間が満了することにより当然に許可されるものではなく、新たに占用の申請がなされたものとして所要の審査を行うなど適正に処理されるべきものである。

六 準則第十五について

準則第六の占用主体又は第七の占用施設に該当しないものについて、期間を限ることにより一時的な占用の許可として取扱い、同許可を繰り返し許可することにより継続して占用する扱いとしている事例が見受けられるが、このことは、本準則に適合しないものであり、許可できないものであることを明記したものである。

なお、許可にあたっては、治水上・利水上の支障及び環境保全上並びに他の者の利用との調整について十分考慮するとともに、必要に応じて条件を付すなどその適正な運用に努められたい。

また、地域等の活性化等のためのイベント利用等河川敷地を利用する案件については、一時的な占用の許可のほか地域の実情に応じた様々な取扱いがなされているところであるが、河川敷地を利用するに当たって、その工夫により、自由使用として扱うことが可能となり占用許可手続が不要となる事案や手続の簡素化が図られる事案が考えられることから、別途送付する地域等の活性化等のためのイベント利用等の事例を紹介した河川敷地利用事例集を参考にして、自由使用であるので手続は不要である例、手続を簡素化した例など地域やイベント等に応じた取扱いについて事前に定めておくなど適正な処理に努められたい。

七 準則第三章 包括占用の特例について

包括占用の特例の適用を促進するため、包括占用許可の対象を市町村から地方公共団体及び公益法人その他これらに準ずる者（当面は第三セクターが考えられる）に拡大するものである。

第十八第1項における包括占用区域の全部又は一部の使用に関し、「治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植」を目的とする場合に限り、河川美化などを目的に活動する河川に関する特定非営利活動法人に対しその使用が認められるものである。

第二十第6項において、これまで占用施設と一体をなす工作物として認めてきた利用者のための駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとされたものであるが、これは、包括占用区域のうち治水上、利水上及び河川環境の保全上支障のない範囲内で、自由に配置できるものである。

包括占用区域内における地域活性化のためのイベント開催について、工作物の設置又は土地の形状変更を伴わずに利用するときは、包括占用許可を受けた地方公共団体等がその使用を認めることで足りるものである。

地域活性化のために河川敷地を利用するにあたって、その利用について地方公共団体等が主体的に判断できる包括占用制度の活用を促進するよう、包括占用の利用に係る手引きを別途作成し送付するので包括占用の活用に努められたい。

八 附則について

社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ、地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、平成16年3月23日付け国土交通事務次官通達「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」に該当しない占用主体、占用施設等に係る社会実験を必要と認めるときは、当職よりその旨通知するものとする。

なお、同特例措置に適合する案件については、当職が区域を指定することにより、社会実験を行うことができるので、所要の手続きを行われたい。

第三 準則の運用に当たっての留意事項

河川は地域住民等により様々な利用がなされているところであり、地域活性化等のためにますます河川の利用の促進が求められる状況となっている。そこで、河川管理者として、河川の利用について河川全体を見渡したその利用のあり方などを決めておく必要があるが、河川敷地の利用について、河川管理者が決めるに当たっては、地域の意見を十分に反映するよう努めるとともに、国民の河川への親しみを醸成するよう努められたい。

また、河川管理者として、地域と連携・協力し、個々の河川の治水上の特性及び自然的社会的な個性や役割を踏まえた統一的な河川観の形成に努められたい。

なお、河川区域内の不法占用は、治水、利水、河川環境の保全はもとより他の河川利用の阻害要因となるなど様々な面で河川管理上の支障を引き起こしており、関係行政機関等と協力し、当該違法状態の解決に全力を尽くすべきであり、監督処分等の措置を強化するなど適正な管理に努められたい。